

## 理事の職務権限に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人子どもソーシャルワークセンターつばさ（以下、「当法人」という）の理事の職務権限に関する事項を定めるものとする。

### (理事の職務及び権限)

第2条 理事は、理事会を構成し、法令、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 代表理事以外の理事は、当法人の業務について、当法人を代表しない。
- 4 代表理事は、毎事業年度に3回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (理事間の職務分担)

第3条 業務執行理事は、事業責任者として各事業の運営を担当する。

- 2 会計担当理事は、事務局長と共に会計全般の職務を担当する。
- 3 コンプライアンス担当理事は、ヘルプライン窓口を活用し、役員及び職員からの相談に応じる。

## 附 則

1. この規程は令和3年4月1日から施行する。